

5. モデル地域の実現に向けて

ここでは、日立市のモデル地域における再エネ導入の可能性調査をふまえて、モデル地域構想の策定やその実現に向けた取り組みを述べる。ゼロカーボン推進の第一段階（2023年～2030年）における庁内の連携体制、公民連携の試行、補助金による支援策などについて、最新情報を取りまとめる。

5.1 モデル地域構想策定のポイント

（1）地球温暖化対策実行計画などにおけるモデル地域の位置付け

① 茨城県地球温暖化実行計画との関連

モデル地域は、2030年までの限られた期間において、地域単位で公民連携によって、再エネ設備導入や省エネ施策について率先実行し、地域の電力消費に伴うCO₂排出ゼロを目指すとともに、その活動を他地域に波及することを方針とする。これは「茨城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（令和5年3月策定予定）」に示されている「地域脱炭素化促進事業が想定される場所」に例示されている「特定の地区・街区」などに該当するものである。

② 市町村地球温暖化実行計画における位置づけ

モデル地域の考え方を採用し、公民連携を前提として2030年を目指した地域重点型の施策を講じる場合には、「脱炭素化を重点的に目指すモデル地域」などとして、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画などの法定計画に位置づけることが望ましい。これによって、以下のメリットにつながるものと考える。

- ・計画の所管課である地球温暖化対策担当部署が庁内でイニシアティブを取りやすくなる。
- ・補助事業申請時に、複数の関係部局や公民連携による合意形成が取りやすくなる。
- ・エネルギー関連事業者や金融機関などにとって、連携協力する判断材料になる。

③ 地域脱炭素化政策への整合

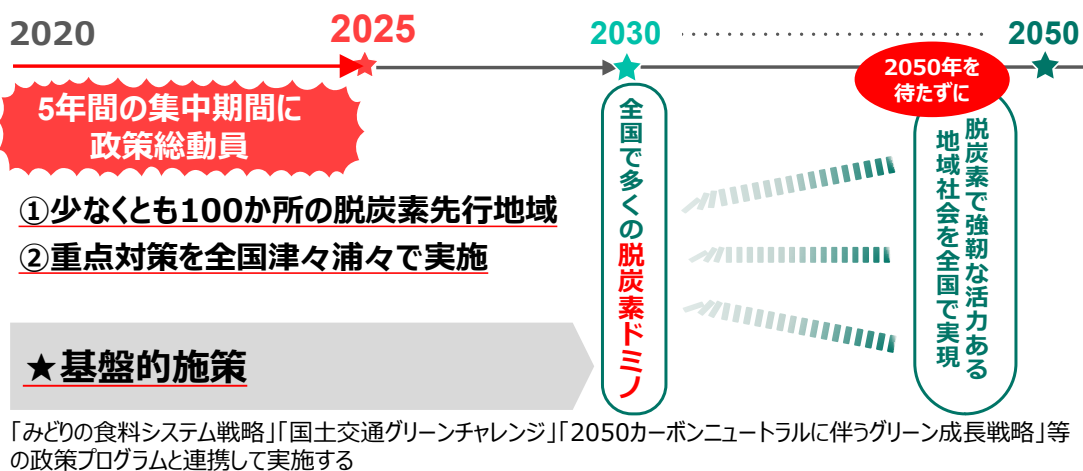
国の「地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～（令和3年6月）」では、2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルという野心的な目標に向けて、今後の5年間を集中期間として、政策を総動員して、地域脱炭素の取り組みを加速することが示されている。

取り組みの一つとして、地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で、2025年度までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行することが示されている（図5.1上図参照）。

取り組みの二つめの「脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施」では、2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルに向けて、自家消費型の太陽光発電、住宅・建築物の省エネ、ゼロカーボン・ドライブ等の脱炭素の基盤となる重点対策について、地方自治体・地域企業・市民など地域の関係者が主体となって、国も積極的に支援しながら、各地の創意工夫を横展開することが示されている（図5.1下図参照）。

2. 地域脱炭素ロードマップ^① 対策・施策の全体像

- **今後の5年間**に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
 - ① 2030年度までに少なくとも**100か所の「脱炭素先行地域」**をつくる
 - ② 全国で、重点対策を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）
- 3つの基盤的施策（①継続的・包括的支援、②ライフスタイルイノベーション、③制度改革）を実施
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（**脱炭素ドミノ**）



3-2. 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施

- 全国津々浦々で取り組む**脱炭素の基盤となる重点対策**を整理
 - 国はガイドライン策定や積極的支援メカニズムにより**協力**
- ① 屋根置きなど**自家消費型の太陽光発電**
 - ② **地域共生・地域裨益型再エネ**の立地
 - ③ 公共施設など業務ビル等における徹底した**省エネと再エネ電気調達**と更新や改修時の**ZEB化誘導**
 - ④ **住宅・建築物の省エネ性能**等の向上
 - ⑤ **ゼロカーボン・ドライブ（再エネ電気×EV/PHEV/FCV）**
 - ⑥ 資源循環の高度化を通じた**循環経済への移行**
 - ⑦ コンパクト・プラス・ネットワーク等による**脱炭素型まちづくり**
 - ⑧ 食料・農林水産業の**生産力向上と持続性の両立**

出典：環境省 脱炭素ポータル

図5.1 地域脱炭素ロードマップによる今後5年間の取り組み

(2) モデル地域構想の検討

① モデル地域の可能性調査・構想立案の手順

モデル地域の検討にあたっては、主要な公共施設や地域における主な需要家による電力使用に再エネ電源を活用していくとともに、その再エネ電源を地域及びその周辺で確保できることが条件となる。このようなモデル地域に必須となる条件は、予め庁内外で可能性を確認した上で、図5.2に示すような調査を進める必要がある。

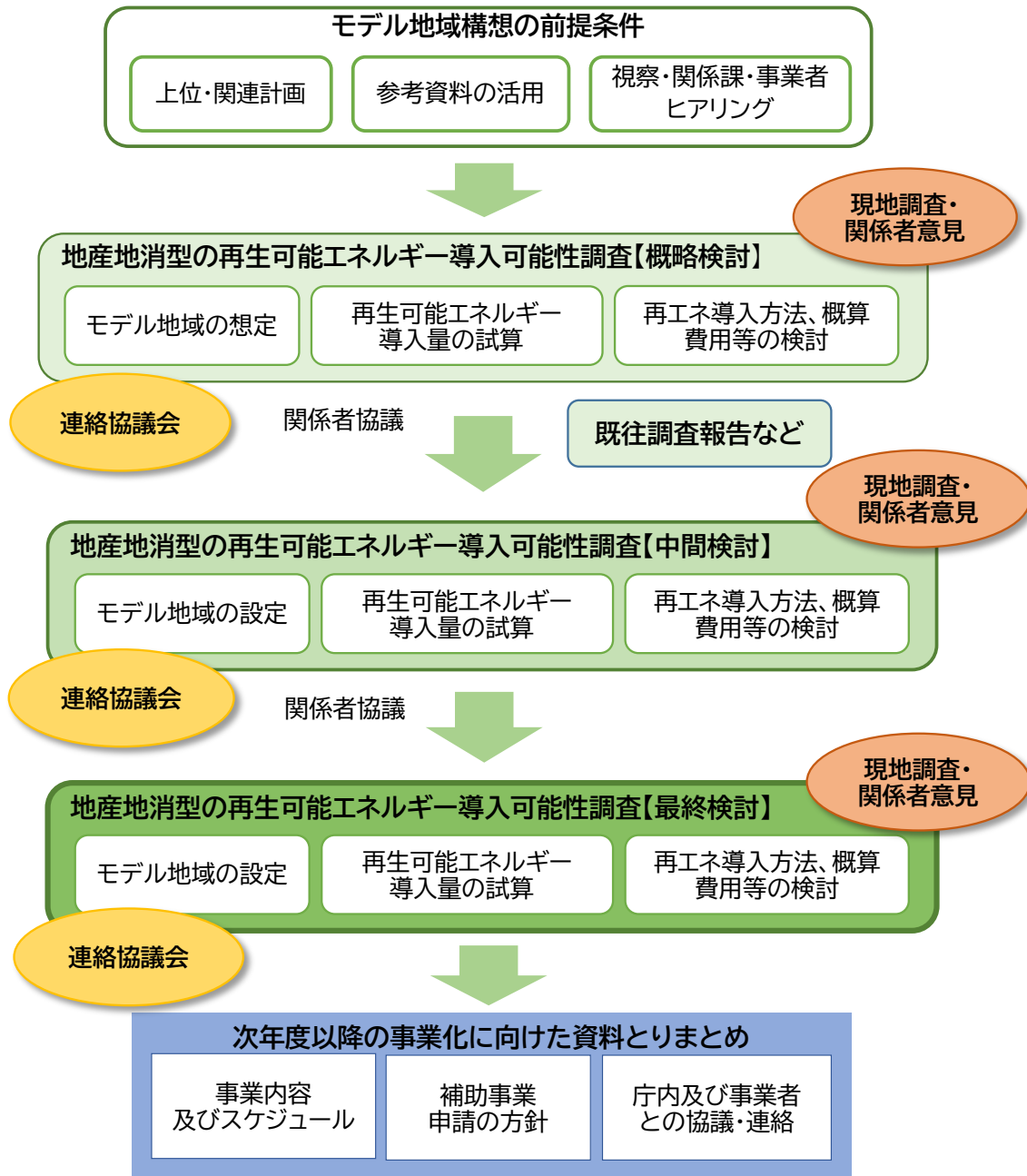


図5.2 モデル地域構想検討のための調査フロー例

② 事業者との相談の方法

令和4年12月23日に県が開催した「再生可能エネルギーの導入促進に関する研修会」では、一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会（FOURE）より、地方自治体と民間事業者の連携に関する取り組み事例の説明があった。

FOUREは、地域に裨益する再エネの導入拡大並びに脱炭素社会の実現を目指す事業者・地方公共団体などで構成される団体であり、多方面で強みを有する事業者が集まり協力することで、地域の脱炭素化・再エネ導入拡大に貢献する活動を行っている（図5.3参照）。

地域の課題解決・地域活性化に資する情報や提案を提供することで地域と事業者による事業化を支援するために設立された機関である。事業化に向けてこのような機関を活用することも考えられる。図5.4に示すような地域のニーズと事業者のニーズをマッチングするような相談会や事業化に向けた公民連携に係る提案活動についての説明があった。

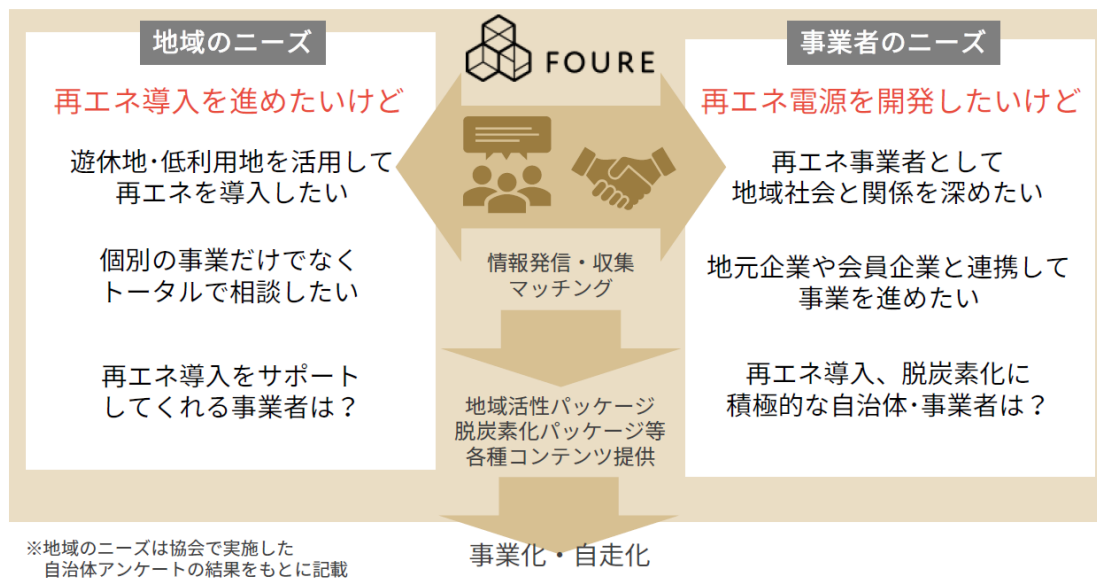


出典：「再生可能エネルギーの導入促進に関する研修会（令和4年12月23日）」資料
 一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会（FOURE）

図5.3 FOUREによる地域脱炭素化への支援の考え方

■ 活動概要

- ①地域・事業者のニーズを吸い上げwinwinな事業化ができるよう支援
 - ・事務局で自治体ヒアリング等を実施し地域ニーズを把握
 - ・会員へヒアリング情報等を提供し、内容や要望に応じて「相談会」を開催
- ②個自治体/個社では足りないリソース・パートの補完を協会で支援し事業化へ



■ 相談会とは

入会ご不要

再エネや脱炭素に関連した課題をお伺いし、その解決に向けて会員企業(有志)と意見交換が可能な相談会を開催



会員企業の取り組み分野

- ・太陽光発電 : 野立て/屋根上、ソーラーシェアリング、PPAモデル 等
- ・風力発電 : 陸上/洋上 小規模風力
- ・その他電源 : 中小水力発電、バイオマス/バイオガス発電、地熱発電、太陽熱発電
- ・BCPや電力調整事業 : 大規模蓄電池システム、EV 等
- ・工事・メンテナンス事業 : 自営線の設置、EPC工事、O&M 等
- ・その他の再エネ関連事業 : 地域新電力の設立支援、再エネ関連事業へのファイナンス、非化石燃料(水素)、自己託送、ZEB改修 等

【取組み具体例】⇒様々な再エネに取り組む企業がいるFOUREだからできる！！

- ✓ 遊休不動産の有効活用方法として再エネ導入による電力調達・収益化をご提案可能
- ✓ 再エネ導入にかかる初期費用・維持管理等のご負担がない取組みをご提案可能
- ✓ 発電所建設だけでなく、省エネやレジリエンス強化のご相談に応じることが可能

再エネ導入に向けた候補地・スケジュール感・連携可能な地域企業など具体的な要件をいただくと実現性を考慮したご提案がいっそう可能となります

※公募案件等に関係なくお気軽にご相談ください。

出典：「再生可能エネルギーの導入促進に関する研修会（令和4年12月23日）」資料
一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会（FOURE）

図5.4 FOUREによる地域ヒアリング・マッチング

(3) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業の活用

モデル地域における施設への再エネ設備導入や再エネ電力の活用を実現するためには、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業」を活用することが考えられる(図5.5参照)。

なお、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業」は、令和4年度第2次補正予算から、地方公共団体の公共施設への支援の見直しがあり、太陽光発電設備導入はPPA等に限ることとされ、交付要綱等が改正された点については留意する必要がある。

地域脱炭素の推進のための交付金 (地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)

【令和5年度予算(案) 35,000百万円(20,000百万円)】 環境省
【令和4年度第2次補正予算額 5,000百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及びGX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素トランジションへの投資として本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対応の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進する。

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

① 脱炭素先行地域づくり事業への支援
2050年カーボンニュートラルを20年前倒しで実現を目指す脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再エネ等設備の導入に加え、基盤インフラ設備や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業等を支援する。※他の補助事業の優先採択等により、関係省庁と連携して支援する。

② 重点対策加速化事業への支援
再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体に対して、地域共生再エネ等の導入や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援する。

(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金(自営線マイクログリッド事業交付金)
脱炭素先行地域のうち、官民連携により民間事業者が得益する自営線マイクログリッドを構築する地域(特定地域)における、排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術の導入を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金 (交付率: (1) ①、(2) 原則2/3 ※ (1) ② 2/3~1/3等 ※財政力指数が全国平均(0.51)以下の地方公共団体は一部3/4)
- 交付対象 地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度~令和12年度

4. 事業イメージ

2020 2025 2030 2050

地域特性に応じた取組の実施に道筋 2030年度までに実行 2050年を待たずに 全国で多くの脱炭素先行地域 重点対策を全国津々浦々で実施 脱炭素地域づくりを全国で実現

経済・雇用 再エネ・自然資源地産地消 断熱・気密向上、公共交通 快速・利便 地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生へ 防災・減災 循環経済 生産性向上、資源活用 非常時のエネルギー確保 生態系の保全

<参考> 交付スキーム
(a) 地方公共団体が事業を実施する場合 国 → 地方公共団体
(b) 民間事業者等も事業を実施する場合 国 → 地方公共団体 → 民間事業者等

お問合せ先: 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話: 03-5521-8233

地域脱炭素の推進のための交付金 事業内容		
	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	特定地域脱炭素移行加速化交付金
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市: 1MW以上、その他の市町村: 0.5MW以上)
対象事業	<p>(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</p> <p>① 再エネ設備整備(自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入(公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ発電設備: 太陽光、風力、中小水力、バイオマス等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備: 地中熱、温泉熱等</p> <p>② 基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p>③ 省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ(電動車、放電設備等) ・その他省CO2設備(高効率換気・空調、コージェネ等)</p> <p>(2) 効果促進事業 (1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>①~⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電(公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) (例: 住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業)</p> <p>② 地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例: 未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③ 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例: 新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例: ZEH、ZEH+, 既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ ゼロカーボン・ドライブ ※2 (例: 地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※2 再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p>〔①②は国の目標を上回る導入率、③は国の基準を上回る要件とする事業の場合、それぞれ単独実施を可とする。〕</p>
交付率	原則 2/3 ※1 ①(太陽光発電設備除く)及び②について、財政力指数が全国平均(0.51)以下の地方公共団体は3/4、③の一部は実額	2/3~1/3、定額
事業期間	おおむね5年程度	
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要(計画に位置つけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む	

出典: 環境省 脱炭素地域づくり支援サイト

図5.5 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 事業概要

76

5.2 関係者の連携

(1) 地域エネルギー会社への相談

複数の公共施設や地域内の住宅・事業所に係るオンサイト・オフサイトの太陽光発電設備導入について、まとまった設備導入を一括して民間事業で実施することを基本とする場合、PPA事業を行う「地域エネルギー会社」を特定して、事業化に向けた相談を行っていく。

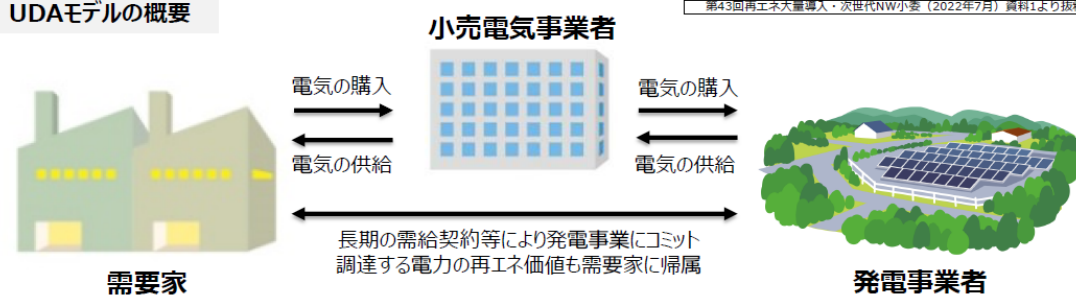
第3章や第4章で示した構想案をたたき台として、この「地域エネルギー会社」と事業者との協議を行い、整備内容を見直し、整備費用やランニング費用、長期にわたる電力契約による収益などを精査し、事業者側の事業性等もふまえて、契約条件を具体化する。

これらのPPA事業への取り組みは始まったばかりであり、兵庫県、横浜市の他、脱炭素先行地域に選定された地域で実施される予定となっている。自治体主導による補助事業制度によって、地域エネルギー会社の育成や負担軽減も図りながら、事業化が推進されるものとする。

需要家主導による再エネ導入（UDAモデル）の促進

- 昨今、追加性のある再エネ調達が求められる中、再エネを必要とする**需要家のコミットメント（長期買取や出資など）**の下で、**需要家、発電事業者、小売電気事業者が一体となって再エネ導入を進めるUDA（User-Driven Alliance）モデル**の拡大が重要。
- 経産省では、令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算において、「**需要家主導による太陽光発電導入促進補助金**」を措置し、**FIT・FIP制度や自己託送制度によらない形で、太陽光発電により発電した電気を特定の需要家に長期供給する**等の一定の要件を満たす場合の設備導入を支援。
- 令和4年3月から6月にかけて行った一次公募・二次公募では、**計19件・94MWの事業を採択（2022年度内に運転開始予定）**。現在、令和4年度当初予算分の採択審査中。

UDAモデルの概要



- ✓ 電気を使用する需要家が長期にわたって電気を買い取ることで発電事業にコミットし、需要家主導による導入を進めるモデル。
※オンサイトPPAやFIPによる相対取引などは、UDAの代表的な事例の一つ。

16

出典：経済産業省 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 資料 2022年8月17日

図5.6 需要家主導による再エネ導入

(2) 公共施設に関する庁内協力体制

今回のモデル地域検討のように、複数の担当課に及び公共施設を対象とする場合は、モデル地域における公共施設を優先して脱炭素化設備導入や再エネ電気の調達を検討するために、庁内関係課の協力や連絡体制について、当初段階から合意を図る必要がある。

また、令和3年10月に改定された地球温暖化対策計画をふまえて、脱炭素化の取り組みを計画的に実施できるよう「公共施設等適正管理推進事業費」の対象事業に新たに「脱炭素化事業」が追加されたことを庁内関係課で周知する必要がある（図5.7参照）。

公共施設の脱炭素化の取組等の推進

- 令和3年10月に改定された地球温暖化対策計画において、地方団体は国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて率先的な取組を実施することとされたことを踏まえ、脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、「公共施設等適正管理推進事業費」の対象事業に新たに「脱炭素化事業」を追加
- 公営企業の脱炭素化の取組についても、地方財政措置を創設

1. 公共施設等適正管理推進事業費における「脱炭素化事業」の追加

【対象事業】

地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている以下の地方単独事業

- ① 太陽光発電の導入
- ② 建築物におけるZEBの実現
- ③ 省エネルギー改修の実施
- ④ LED照明の導入

※「ZEBの実現」、「省エネルギー改修」は、それぞれZEB基準、省エネ基準に適合させるための改修が対象

【事業期間】 令和4年度～令和7年度 **【事業費】** 1,000億円

【地方財政措置】

公共施設等適正管理推進事業債
 (充当率：90% 交付税措置率：財政力に応じて30%～50%)



2. 公営企業の脱炭素化

【対象事業】

公共施設等適正管理推進事業費（脱炭素化事業）と同様

【事業期間】

令和4年度～令和7年度

【地方財政措置】

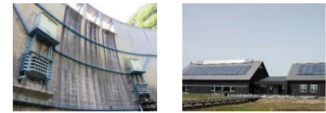
地方負担額の1/2について、一般会計負担（繰出）とし、財政力に応じて当該負担の30～50%について交付税措置 1

公共施設等の適正管理の推進

- 公共施設等の適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、対象事業及び事業費を拡充した上で、事業期間を5年間延長

【事業期間】 令和4年度～令和8年度 **【事業費】** 5,800億円（令和3年度：4,800億円）
 （「脱炭素化事業」は令和4年度～令和7年度）

- 【対象事業】**
- 「長寿命化事業」の拡充（空港施設、ダム）の追加
 - 「脱炭素化事業」の追加 ※詳細は次頁



【地方財政措置】 公共施設等適正管理推進事業債 ※下線部は令和4年度の変更部分

対象事業	充当率	交付税措置率
① 集約化・複合化事業 ・ 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業	90%	50%
② <u>長寿命化事業【拡充】</u> 【公共用建物】 ・ 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業 【社会基盤施設】 ・ 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定規模以下等の事業） 〔道路、河川管理施設（水門、堤防、ダム（本体、放流設備、観測設備、通報設備等））、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設〕	90%	財政力に応じて30～50%
③ 転用事業 ・ 他用途への転用事業	90%	財政力に応じて30～50%
④ 立地適正化事業 ・ コンパクトシティの形成に向けた事業	90%	財政力に応じて30～50%
⑤ ユニバーサルデザイン化事業 ・ バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業 ・ 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業	90%	財政力に応じて30～50%
⑥ <u>脱炭素化事業【新規】</u> ※令和4年度～令和7年度（4年間） ・ 地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている事業	90%	—
⑦ 除却事業	90%	—

出典：内閣府 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース会議、総務省資料 令和4年3月

図5.7 公共施設の適正管理における「脱炭素化事業」の位置付け

(3) 地域企業による脱炭素経営の育成

モデル地域における再エネ設備導入や脱炭素化に向けた取り組みを基点として、地域産業育成や事業者の環境配慮に裾野を広げていく必要がある。日立市では、産業経済部商工振興課が、地域の中小企業に対して、「ゼロ・カーボン・アクション奨励金」や「ゼロカーボンアクション表彰」を実施している。

これらは、市内企業における①省エネ設備の導入または切替、②エネルギー転換、③エネルギー使用量の見直し、④脱炭素に資する製品や商品、サービスの開発、⑤脱炭素に向けた社内体制の整備・事業所全体での環境活動、⑥その他脱炭素に資する取り組みを推進するものであり、モデル地域に立地する事業所活動やモデル地域の取り組みに係る産業部門や運輸部門の事業活動も構想に盛り込む必要がある。

特に今回のモデル地域検討では、市民運動公園や産業支援センターにおける「EV充電器」の設置などEVへの転換を促進することにより、電化による需要を高め、その電源由来の再エネの割合を高めていくことを検討した。

また、次世代型の太陽光発電設備導入、再エネ需給に係る電気通信やIT技術など市内企業によるモデル地域への実装に参画していただくことを通じて、地域企業の技術開発や脱炭素経営につなげていくことも重要な課題といえる。

さらに、産業技術センターを拠点として、世界的な企業のサプライチェーンとしての中小企業活動における脱炭素化意識を高め、経営面から積極的に中小企業の脱炭素化を支援することも視野に入れる必要がある。

脱炭素化の促進に向けた取り組み

(公財)日立地区産業支援センターでは、地域企業の皆様の脱炭素化に向けた取組みを促進するための支援をします！

【主なメニュー】

1. 脱炭素化に向けた相談窓口の設置

脱炭素化促進アドバイザーとして専門家を配置し、脱炭素化に向けたお困りごとなどについて、幅広く相談できる体制を整備しました。

2. 省エネルギー診断の推奨及び助成金

地域企業の皆様の脱炭素化の取り組みきっかけとして、省エネルギー診断の受診に係る費用について助成いたします。令和4年4月1日以降に受診した省エネルギー診断が対象となりますので、既に診断を実施した方や、これから診断を行おうと検討している方は是非ご利用ください！

<省エネルギー診断助成金>

対象者	県北臨海地域に主たる事業所を有する中小企業者 ※日立市、北茨城市、高萩市、常陸太田市、東海村、ひたちなか市、那珂市
対象期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日までに受診し、支払いが確認できるもの
助成金上限額	16,500円(※予算がなくなり次第、終了となります。)

問合せ先

この他、脱炭素化に関するセミナーの開催など、最新情報を発信いたします。
詳しくは特設サイトをご確認ください。

公益財団法人日立地区産業支援センター
電話:0294-25-6121 メール:zero-carbon@hits.or.jp



出典：日立市 商工会議所 かいぎしょニュースより

5.3 各種の補助事業の活用

(1) 環境省の補助事業の活用

環境省の補助事業では、モデル地域に関連する計画策定の支援や「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」以外の設備導入についても、支援策をフォローしている。例えば、脱炭素地域づくり支援サイトから、「支援メニュー等」から補助事業を検索することができる。直営で設備導入を順次図っていく場合には、「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」なども活用できる。

事業目的を選定

事業内容から選定

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

【令和4年度予算 2,000百万円 (5,000百万円)】
【令和3年度補正予算額 7,000百万円】 環境省

災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的 地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再生可能エネルギー設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容 公共施設^{※1}への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。
①：防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附属設備（蓄電、充放電設備・充電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2型設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助^{※2}。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再生可能エネルギー設備等の費用低減を促進。
※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎 など）
※2 補助率は、都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3（注）共同申請する民間事業者も同様
※3 EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2（電気事業法上の離島は2/3）×4万円/kWhを補助（上限あり）。
②：再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

3. 事業スキーム
■ 事業形態 間接補助事業 ①補助率1/3、1/2又は2/3 ②1/2（上限：500万円/件）
■ 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等（エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定）
■ 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象 公共施設等

地域のレジリエンス強化・脱炭素化

④再生可能エネルギー設備・未利用エネルギー設備・コジェネレーション・蓄電設備
③省CO2型設備等

お問合せ先： 環境省大臣官庁環境計画課 電話：03-5521-8233 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

出典：環境省 脱炭素地域づくり支援サイト

図5.8 「環境省脱炭素地域づくり支援サイト」を利用した補助事業の検索

(2) 経済産業省の補助事業（エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金）

原子力発電施設が立地する自治体等が実施する、エネルギー構造の高度化等に向けた地域住民等の理解促進に資する事業を支援することにより、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることを目的とする事業であり、ビジョン策定、調査・研究、設備導入までが対象となる。

エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金		資源エネルギー庁電力・ガス事業部 原子力立地政策室 ／原子力広報室
令和5年度概算要求額 72.0 億円（72.0 億円）		
<p style="text-align: center;">事業の内容</p> <p>事業目的</p> <p>原子力発電所立地地域やその周辺地域における再エネ等を活用したまちづくりビジョンの策定に加え、発電設備などの導入も支援し、再エネを活用した地域振興に関する取組への支援を通じて、地域における多様なエネルギー源の組み合わせ（エネルギー構造の高度化）への理解を深め、持続的かつ自立的な地域の発展につなげることを目的とします。</p> <p>事業概要</p> <p>ビジョンの作成や調査・研究等のソフト事業から設備設置等のハード事業まで、再生可能エネルギーを活用した地域振興のための取組を支援します。（補助率：定額）</p> <p>（1）地域理解促進事業：自治体等が行う、再生可能エネルギーを活用した地域振興等の取組を通じて、エネルギー構造の高度化等に係る地域の理解を図る事業を支援します。</p> <p>（2）技術開発事業：自治体が行う再生可能エネルギー・省エネルギーに関する技術開発を通じて、当該自治体のエネルギー構造の高度化等に係る地域の理解を図る事業を支援します。</p> <p>（3）エネルギー構造高度化等相談地域プラットフォーム構築事業：（1）の事業を行う、自治体等を対象としたエネルギー構造高度化等に係る事業可能性の検討を含めた指導等の事業を行う民間団体等を支援します。</p>	<p style="text-align: center;">事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）</p> <div style="text-align: center;"> <p>補助（定額）</p> <p>国 → 自治体等</p> </div> <p>事業イメージ</p> <p>【ビジョン策定】 【調査・研究】 【設備導入】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>地域エネルギー ビジョンの策定</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>設備設置に向けた 調査・実証研究</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>太陽光発電</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>小水力発電施設</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">成果目標</p> <p>エネルギー構造の高度化などに向けた地域の理解促進・自立的発展に向けた取組の達成を目指します。</p>	

出典：令和5年度経済産業省概算要求のPR資料一覧、経済産業省HP

図5.9 エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金

(3) 関係省庁の支援ツール・枠組み、脱炭素化事業と合わせて活用できる地方財政措置

環境省では、「地域脱炭素の取り組みに対する関係省庁の主な取り組み・枠組（令和5年2月）」を公表している。環境省、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、の補助事業に他に、脱炭素先行地域に選定された場合に、優遇措置を受けられる事業についても整理されている（図5.10）。

また、地域脱炭素化事業に合わせて活用が考えられる地方財政措置を図5.11に示す。令和4年度より、地方公共団体が脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、「公共施設等適正管理推進事業費」の対象事業に新たに「脱炭素化事業」が追加された。地方財政措置により、地方公共団体負担分の一部が地方債により充当可能であり、元利償還金について、交付税の基準財政需要額に算入される。



出典：環境省 脱炭素地域づくり支援サイト

図5.10 関係府省庁の主な支援ツール・枠組み

地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置

※詳細については令和4年度地方債同意等基準運用要綱等を参照。

	公共施設等適正管理推進事業債 (脱炭素化事業)	公営企業債 (脱炭素化事業)	地域活性化事業債	過疎対策事業債	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
起債充当率	90%	地方負担額の1/2に事業債(脱炭素化事業)を充当(残余(地方負担額の1/2)については、通常の事業債を充当)	90%	100%	100%
交付税措置	財政力に応じて元利償還金の30～50%を基準財政需要額に算入	・元利償還金の全額を一般会計からの繰出しの対象 ・財政力に応じて元利償還金の30～50%を基準財政需要額に算入	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入	元利償還金の50%を基準財政需要額に算入
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等総合管理計画及び地球温暖化対策推進法に規定する地方公共団体実行計画(事務事業編)に基づく以下の公共施設又は公用施設の改修事業【単独】 (ア)太陽光発電設備^{注1}の設置 (イ)ZEB基準相当^{注2}への適合^{注3} (ウ)省エネルギー基準^{注4}への適合^{注3} (エ)LED照明の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策推進法に規定する地方公共団体実行計画(事務事業編)に基づく以下の公営企業施設の改修事業【単独・補助】 (ア)太陽光発電設備^{注1}の設置 (イ)ZEB基準相当^{注2}への適合^{注3} (ウ)省エネルギー改修 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー基準^{注4}への適合^{注3} ・水道施設等における省エネルギー・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネルギー設備の導入等(改修前と比較し、二酸化炭素排出量を15%以上削減できる改修に限る) (エ)LED照明の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 分散型エネルギー(太陽光、バイオマス、ガスコージェネレーション等)を活用した施設で公用又は公共の用に供するものの整備【単独・補助】^{注1} 高効率照明機器の整備【単独・補助】 施設の省エネルギー改修【単独】 低公害車の導入【単独】 	<p>過疎市町村が市町村計画に基づいて行う以下の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の再生可能エネルギーを利用するための施設で公用又は公共の用に供するものの整備【単独・補助】^{注1} ●過疎債の対象施設の整備として行われる省エネ設備の導入【単独・補助】 	<p>「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)に基づく補助事業^{注5}</p>

(注1) 売電を主たる目的とする場合、具体的には、発電量に占める売電の割合が50%を超えると見込まれる場合や再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくFIT・FIP制度の適用を受けて売電をする場合は、対象外。

(注2) ZEB基準相当とは、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)における「ZEB基準」又は「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(令和3年10月22日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)における「ZEB Oriented相当」を指す。

(注3) ZEB基準相当又は省エネ基準を満たすことについて第三者認証を受けている施設に係る事業であること。

(注4) 省エネルギー基準とは、BEI(設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した値。)が1.0以下(ただし、平成28年4月1日時点で現に存するものは、BEIが1.1以下。)であることを指す。

(注5) 「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」が該当。

出典：環境省 脱炭素ポータル

図5.11 地域脱炭素化事業に合わせて活用が考えられる地方財政措置